

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第8章 地方自治 (3)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第8章 地方自治 (3)

日本国憲法第九十四条 【 地方公共団体の権能 】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

概要説明

地方公共団体の権能を列挙した規定です。条例は、地方公共団体の議会の議決を経て制定される自主立法です。その効力の及ぶ範囲は、原則として当該地方公共団体の区域内に限られます。ただし、その地方公共団体の地域内であれば、他の地方公共団体の住民に対しても効力は及びます。

なお、それぞれの地方公共団体によって、同種の行為に関して異なった条例を設けることが憲法第14条に違反しないか、といった問題がありますが、判例は「憲法が地方公共団体の条例制定権を認めている以上、地域によって差別を生じることが当然予期される」ため、違憲とはいえないとしています（最大判昭33.10.15）。

語句説明

①権能・・・ある事柄について権利や権限を主張し、行使することのできる能力。その事柄をすることが認められている資格。

②条例・・・地方公共団体が、その権限に属する事柄について、議会の議決によって制定した法。

条例の制定

地方公共団体は、法律の範囲内で自治体の事務に関し自主立法を制定することができます。例えば、大気汚染や河川の汚れを規制するために東京都や大阪府では、国よりも厳しい公害防止条例を制定しました。また、都市景観や街並みを美しく保存するための条例、自転車条例、ホテル保護条例などユニークな条例も制定されています。

地方公共団体の主な業務

2000年（平成12年）4月1日施行の「地方分権一括法」により、機関委任事務（国の業務を地方自治体にさせること）が廃止され、「自治事務（本来の地方自治の事務）」と「法定受託事務（本来は国の事務であるが、地方が処理した方が効率的な事務で法律に基づき委託される）」に改定された。

自治事務と法定受託事務

自治事務

- 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの
- 法律・政令により事務処理が義務付けられるもの、

＜主な例＞ 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービス

(注2)

法律・政令に基づかず任意で行うもの、

＜主な例＞ 各種助成金等（乳幼児医療費補助等）の交付、公共施設（文化ホール、生涯学習センター、スポーツセンター等）の管理

いずれもある。

- 原則として、国の関与は是正の要求まで

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告（法 § 245の4）
（是正の勧告（法 § 245の6））
- ・ 資料の提出の要求（法 § 245の4）
- ・ 協議
- ・ 是正の要求（法 § 245の5）

※その他個別法に基づく関与

- ・ 同意、許可・認可・承認、指示
- 一定の場合に限定
- ・ 代執行、その他の関与
- できる限り設けない

法定受託事務

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

- 国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの
- 必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる。

<主な例> 国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護

(注1)

- 是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている。

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告(法§245の4)
- ・ 資料の提出の要求(法§245の4)
- ・ 協議・同意、許可・認可・承認
- ・ 指示(是正の指示(法§245の7))
- ・ 代執行(法§245の8)

※その他個別法に基づく関与

・ その他の関与

できる限り設けない

(注1) 地方自治法 別表第1号 法定受諾事務

(注2) 地方自治法 別表第2号 法定受諾事務

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.